

平成 25 年度 松山市廃棄物処理施設審議会
第 4 回 行政対応検討部会 会議録

日 時 平成 25 年 11 月 7 日（月）13：00 より
場 所 松山センタービル 4 階第 1 会議室

事務局から資料に沿って説明の後、委員から以下のとおり発言があった。

- 前回の行政対応検討部会でお願いした愛媛県からの支援メニューを説明してほしい。

※愛媛県

本事案は、過去に例のない事案であり、廃棄物行政を広域的に担う愛媛県として、松山市に対して助言や支援を行う必要があるものと考えている。

支援のメニューは、財政的支援と人的支援の二つを考えている。財政的支援は、多額の税金を投入することから、県民市民の理解を得ることが第一であり、そのためにも、他市事案を参考にしなければならない。人的支援は、当部会にオブザーバーとして参加するだけでなく、環境省との協議に同席するなど、既に行っているものもあり、さらに、県職員を市に派遣する併任発令が近く正式に決定する。

県としても、相応の役割を果たしていきたい。

※松山市

松山市の方針としては、本部会の審議結果や審議会からの答申を尊重し、これらを踏まえた上で県と具体化に向けて実務的な協議を行っていきたい。

- 本部会は、知事と市長の間で県市連携の大筋の合意ができている下で、各分野の専門家が集まり審議を行うものなので、詳細にわたる事務的な内容まで検討する性格のものではないと考えられる。

- 過去の行政対応について、何対何というような役割分担を決められるものではなく、参考にする他市事案の内容や背景、県市の合意形成プロセスも一様ではないため、どれか一つの事案を参考にするのではなく、県市は他市事案の範囲で連携を図ることが妥当である旨を部会としての最終結論とし、その具体化にあたっては県と市で実務的に詰めていくことが望ましい。
- 対策工法については、既に昨年度検討し、本部会で審議すべき内容ではないが、廃棄物全量撤去は、処分場鉛直遮水と同様の金額でできるのではないかと。
- 廃棄物全量撤去は、香川県豊島や青森・岩手県境の不法投棄事案のように、いずれも処分量が当初想定よりも膨らみ、また、土壌の汚染等の問題による対策などが追加で必要となったことから、多額の費用が掛かっている。廃棄物全量撤去案の 269 億円というのは、最小の見積もりであり、倍以上かかる可能性もあるが、処分場鉛直遮水案の 77 億円というのは、最大限に見積もった金額である。
- 対策工法は、松山市の技術検討部会、廃棄物処理施設審議会だけではなく、産業廃棄物処理事業振興財団による調査会、環境省での審議を経て環境大臣の同意をいただいております、妥当な対策工法だと考えられる。
- 本事案の直接的な原因は処分場の地下を流れる水路の破損であり、地下に水路があることを知っていながら処分場の設置を認めた当時の対応が十分ではなかったと考えられる。
- 本事案は法的に解決を図ることが困難であるため、最終的には県市間の協議に委ね、早急に愛媛県からの支援を実行してほしい。

※愛媛県

各委員の意見を真摯に受け止めたいが、愛媛県としても、多額の税金を投入する以上、県民市民が納得のいく考え方が必要だと考えている。

※松山市

松山市としては、本部会の結論を尊重し、愛媛県と協議をしていきたい。

- 県から市への財政的な支援については、他市事案を参考にし、「その範囲内で」という形にしてはどうか。

- 部会において、下記3点が妥当であることが結論付けられた。
 - ① 県市は相等しい立場で連携して対応する
 - ② 市の役割は、事業主体として対策工事を確実に実施し、市民の安全・安心を確保するとともに、原因者等への責任追及を主体的に実施する一方、県の役割は、市に対する人的支援、財政的支援から成る総合的な支援を行う
 - ③ 県の財政的な支援については、他市事案における県市の役割分担の範囲を勘案して決定する
- 審議会への報告案は速やかに委員に示すこととし、報告書の取りまとめについては、大幅な修正がある場合は、再度部会を開催するが、軽微な修正のみであれば、部会長に一任されることとなった。